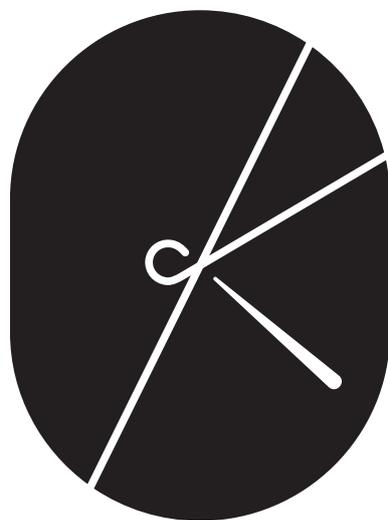


第2回「堺キッチンセレクション」募集要領



sakai
KITCHEN

令和4年5月
堺市

募集期間 令和4年5月27日(金)～7月29日(金)

I 「sakai kitchen<堺キッチン>」とは

堺の優れた伝統技術をもっと多くの人に知っていただきたいという思いから立ち上がったブランド。「道具を愛することは、暮らしを愛するということ。"日々の暮らしを愛する"」をブランドコンセプトに、愛着をもって長く使い続けられる上質なアイテムを提案するブランドです。

II 募集対象商品

ブランドコンセプトに合致する下記1又は2の商品（当該事業のために新たに開発する商品を含む）。なお、申請商品は、1事業者につき、1品までとします。ただし、サイズ違いやカラーバリエーション、シリーズ展開がある商品については、原則用途が同一のものを1商品とみなします。

1 堺の伝統産品（刃物・注染和晒・線香）

（対象事業者：本社、本店又は主たる事業所が堺市内に有する者。）

2 伝統産品（刃物・注染和晒・線香）の魅力を引き立てともに輝く逸品

（対象事業者：本社、本店、主たる事業所、営業拠点又は生産拠点のいずれかを堺市内に有する者。）

※食品については対象外とします。

III 応募資格

申請者は、次の全てを満たすことが必要です。

1 「堺キッチンセレクション」の趣旨に賛同いただける中小企業（個人事業主も含む）。

ここでいう中小企業は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者をいう。

2 各種法令（家庭用品品質表示法、JAS法等）を厳守し事業を行っていること。

3 商品の製造及び販売に必要な許認可や、意匠権、商標権、著作権、特許権等に関する許諾を得ていること。もしくは、許諾を得ることが見込まれていること。

4 堺市内に本社、本店又は主たる事業所を有すること（II1 伝統産品の申請の場合に限る）

5 堺市内に本社、本店、営業拠点又は生産拠点のいずれかを堺市内に有すること（II2 伝統産品の魅力を引き立てる商品の申請の場合に限る）。

6 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に定める業を行う者でないこと。

7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づく暴力団でないこと。

8 当事業に関する取材への協力や催事等活動に協力的であること。

IV 認定後のメリット

- 1 「sakai kitchen< 堺キッチン >」公式ホームページにて認定商品を紹介。
- 2 堺伝統産業会館や堺の特産品を集めたオンラインショップ「イーモール堺」にて販売機会の提供。
- 3 販促効果を高める「sakai kitchen< 堺キッチン >」ブランドロゴマークの利用許可。
- 4 認定商品に貼り付けして販促効果を高める認定シールを付与（100枚）。
- 5 市の広報紙やホームページ、SNS 等、認定商品の情報発信。
- 6 首都圏での販売機会の提供（代官山 T-SITE 代官山蔦屋書店内、又は銀座蔦屋書店特設イベントスペースを予定）。
- 7 こだわりの逸品をセレクトしている工芸品ライフスタイルショップ「リアルジャパNSTOA」のオンラインストア内にて「sakai kitchen< 堺キッチン >」の特集実施による販売機会の提供。
- 8 ナノインフルエンサーによる情報の拡散。コンテンツマーケティングを実施し潜在顧客層に認知度拡大に繋がります。
- 9 当事業で制作した「sakai kitchen< 堺キッチン >」の PR 動画や撮影画像の提供。

V 認定期間

認定期間は、認定通知日から1年間とします。引き続き認定を受けたい場合は更新の申請が必要となります。

VI 認定費用

無料

VII 審査

「sakai kitchen< 堺キッチン >」ブランドの認定については、事業者等からの申請を受け、その申請に係る商品が認定基準を満たしているか審査し、認定します。

1 一次審査 (書類審査)

申請書類の内容が満たされているか、書類審査を行います。

2 二次審査 (実物審査)

一次審査を通った商品については、審査基準に基づき、応募対象商品の実物審査を行います。

3 審査結果

文書にて通知します。

VIII 審査基準

審査項目	着眼点
整合性	「sakai kitchen< 堺キッチン >」のブランドコンセプトに合致している。等
貢献性	堺の伝統産業の魅力発信に資する度合いが高い。等
信頼性	品質維持・向上に関する取組や技術的な裏付けがある。等
市場性	類似の商品・産地と比べて優位性・独自性がある。等
訴求性	消費者の心を惹きつける強い魅力を有している。等

IX 全体スケジュール(予定)

令和4年5月27日(金)	募集開始
令和4年6月16日(木)	応募説明会・セミナー
令和4年7月29日(金)	募集締切
令和4年8月上旬	一次審査(書面)
令和4年9月下旬	二次審査(実物審査)
令和4年10月初旬	審査結果通知
令和4年10月下旬	認定商品の撮影
令和4年12月	認定商品の公表、SNS広告、プレスリリース配信
令和5年2月	首都圏での店頭販売、オンラインストアでの販売実施

X 「sakai kitchen< 堺キッチン >」ブランドロゴマークの使用について

「sakai kitchen< 堺キッチン >」のブランドロゴマークを使用することができます。なお、下記の使用ルールを遵守してください。

- ・堺市が定めた形、色等の規格に沿って正しく使用すること。
- ・利用許諾を受けた用途のみに使用すること。
- ・利用許諾通知書に明記された条件に従い使用すること。
- ・利用に当たっては、マニュアルに沿って明示すること。
- ・利用前に当該利用に係る物件の完成見本を速やかに連合に提出すること。
ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。
- ・利用者はその利用に関して商標登録出願を行うことはできない。

XI 認定の取り消し

以下の場合に適合した場合は、認定を取り消すことがあります。

〈取消理由〉

- 1 認定商品及びその事業者が認定を受ける要件を欠くと認められたとき
- 2 使用ルールを遵守していないと認められたとき
- 3 虚偽の申請により認定を受けたとき
- 4 その他「sakai kitchen< 堺キッチン >」のブランド認定に重大な支障を及ぼすおそれがある行為があったとき

XII 応募方法

所定の様式に必要な事項を記入の上、受付窓口へご提出ください(郵送・メール可)。
申込書等は堺市産業振興局産業戦略部地域産業課(堺市役所高層館7階)で配布するほか、
下記「sakai kitchen<堺キッチン>」公式ホームページからダウンロードできます。
<http://www.sakai-kitchen.jp>

1 応募期間

令和4年5月27日(金)~同7月29日(金)(必着)
受付時間:9時00分~17時30分(正午~12時45分を除く)

2 受付窓口

堺市産業振興局 産業戦略部 地域産業課 堺キッチンセレクション担当
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 高層館7階
TEL:072-228-7534 FAX:072-228-8816
E-mail:chisan@city.sakai.lg.jp

3 提出書類

第2回「堺キッチンセレクション」申込書(様式第1号)に以下の書類を添えて提出してください。
その他市長が必要と認める書類の提出を求めることがあります。

[法人の場合]

- ・法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)

[個人事業主の場合]

- ・本人確認のできる公的証明書(住民票)

[II1 堺の伝統産品(刃物・注染和晒・線香)へ申請の場合]

- ・商品概要や事業概要の分かるもの(会社概要、パンフレットなど)
- ・堺市内に本社、本店又は主たる事業所を有することがわかる書類

[II2 伝統産品(刃物・注染和晒・線香)の魅力を引き立てともに輝く逸品]

- ・商品概要や事業概要の分かるもの(会社概要、パンフレットなど)
- ・堺市内に本社、本店、営業拠点又は生産拠点のいずれかを堺市内に有することがわかる書類

XIII 応募説明会・セミナー

以下の日程で応募説明会を開催します。参加ご希望の方は、事前にお申し込みの上、参加下さい。

日 程 令和4年6月16日(木)
時 間 13:30~ 応募説明会・質疑応答 / 14:30~15:30 セミナー「現代におけるSNSマーケティング」
会 場 (公財)堺市産業振興センター4階セミナー室4(堺市北区長曾根町183-5)
申込・詳細 別紙チラシ(第2回「堺キッチンセレクション」出品者募集のお知らせ)をご覧ください。

※応募説明会の動画は、下記「sakai kitchen<堺キッチン>」公式ホームページからもご覧いただけます。
<http://www.sakai-kitchen.jp> (令和4年6月17日(金)公開予定)